

枚方市議会定例会議案書
(令和7年6月定例会月議会)

目 次

報告第1号	枚方市土地開発公社の経営状況（令和7年度事業計画）について	…	1
報告第2号	公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況（令和7年度事業計画）について	…	16
報告第3号	令和6年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について	…	23
報告第4号	令和6年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について	…	27
報告第5号	令和6年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について	…	31
報告第6号	令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について	…	35
報告第7号	令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について	…	39
報告第8号	専決事項の報告について	…	46
	専決第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	47
	専決第2号 損害賠償の額を定めることについて	…	49
	専決第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	50
	専決第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	52
議案第9号	令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第3号）	…	54
議案第10号	令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第1号）	…	63
議案第11号	枚方市税条例の一部改正について	…	66
議案第12号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	…	78
議案第13号	枚方市附属機関条例の一部改正について	…	84
議案第14号	枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	…	88
議案第15号	東部清掃工場定期補修工事（令和7年度）請負契約締結について	…	93
議案第16号	牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事請負変更契約締結について	…	97
議案第17号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	…	100

報告第1号

枚方市土地開発公社の経営状況（令和7年度事業計画）について

次のとおり令和7年度枚方市土地開発公社の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和7年（2025年）6月6日提出

枚方市長 伏見 隆

令和7年度枚方市土地開発公社事業計画

令和7年度枚方市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

記

1. 公有用地取得計画

事業件数	5 件
取得面積	6,799.48 m ²
事業費	768,381 千円

2. 公有用地処分計画

事業件数	3 件
処分面積	322.12 m ²
処分金額	295,300 千円

(参考資料)

1. 公有用地取得計画内訳

事業用地名	位置 (地区)	取得面積(㎡)
(1) 道路施設用地		
1.枚方藤阪線用地	岡東町	18.38
2.牧野長尾線用地	長尾台1丁目、長尾宮前2丁目	688.22
3.中振交野線用地	南中振1丁目	33.32
4.外周道路(2工区)用地	新町1丁目	569.53
	計	1,309.45
(2) 公園施設用地		
	計	—
(3) 下水道施設用地		
	計	—
(4) その他施設用地		
1.東部清掃工場用地	大字尊延寺	5,490.03
	計	5,490.03
合 計		6,799.48

2. 公有用地処分計画内訳

事業用地名	位置 (地区)	処分面積(㎡)
(1) 道路施設用地		
1.牧野長尾線用地	長尾台1丁目	28.55
2.中振交野線用地	南中振1丁目	7.34
3.長尾杉線用地	長尾東町3丁目	286.23
	計	322.12
(2) 公園施設用地		
	計	—
(3) 下水道施設用地		
	計	—
(4) その他施設用地		
	計	—
合 計		322.12

令和7年度枚方市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和7年度枚方市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 (単位:千円)

第1款	事業収益	295,300
	第1項 公有地取得事業収益	295,300
第2款	事業外収益	14
	第1項 受取利息	1
	第2項 雑収益	13
収入合計		295,314

支出 (単位:千円)

第1款	事業原価	292,453
	第1項 公有地取得事業原価	292,453
第2款	販売費及び一般管理費	8,457
	第1項 販売費及び一般管理費	8,457
第3款	事業外費用	82
	第1項 支払利息	82
第4款	予備費	500
	第1項 予備費	500
支出合計		301,492

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額292,453千円は、当年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入 (単位:千円)

第1款	資本的収入	4,306,203
	第1項 借入金	4,306,203
収入合計		4,306,203

支出 (単位:千円)

第1款	資本的支出	4,598,656
	第1項 公有地取得事業費	768,381
	第2項 支払利息	78,275
	第3項 固定資産取得費	-
	第4項 借入金償還金	3,750,000
	第5項 予備費	2,000
支出合計		4,598,656

(予算の繰越)

第4条 資本的収入のうち次に掲げる支出に充てるための借入金の借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

(1) 公有地取得事業費の繰越に係る支出

(2) 翌年度に支出を要する未払金に係る支出

2 資本的支出のうち公有地取得事業費については、翌年度に繰り越して使用することができる。

(借入限度額)

第5条 借入金の借入限度額は、4,336,203千円と定める。

令和7年度枚方市土地開発公社予算説明書

(収益の収入及び支出)

収入

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 事業収益		295,300	386,173	▲ 90,873
1. 公有地取得事業収益		295,300	386,173	▲ 90,873
	1. 公有用地売却収益	295,300	386,173	▲ 90,873
(2) 事業外収益		14	14	0
1. 受取利息		1	1	0
	1. 受取利息	1	1	0
2. 雑収益		13	13	0
	1. 雑収益	13	13	0
収入合計		295,314	386,187	▲ 90,873

支出

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 事業原価		292,453	382,401	▲ 89,948
1. 公有地取得事業原価		292,453	382,401	▲ 89,948
	1. 公有用地売却原価	292,453	382,401	▲ 89,948
(2) 販売費及び一般管理費		8,457	3,439	5,018
1. 販売費及び一般管理費		8,457	3,439	5,018
	1. 人件費	1,870	1,795	75

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
公有用地売却収益	295,300	牧野長尾線用地 外2事業用地 295,300
		(内訳) 元金 284,291
		利息 8,162
		土地取得手数料 2,847
預金利息	1	預金利息 1
雑収益	13	雑収益 13

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
公有用地売却原価	292,453	牧野長尾線用地 外2事業用地 292,453
		(内訳) 元金 284,291
		利息 8,162
報酬	1,769	顧問報酬 372
		短時間勤務職員報酬 1,397
給料	0	職員給料 0
手当	72	扶養手当 0
		地域手当 0
		通勤手当 0
		管理職手当 0
		時間外勤務手当 72
		期末手当 0
		勤勉手当 0
		住居手当 0
法定福利費	29	健康保険負担金 0
		共済組合負担金 0
		厚生年金保険負担金 0
		雇用保険負担金 24
		労災保険負担金 5

款項	目	本年度	前年度	比較
	2. 経費	6,587	1,644	4,943
(3) 事業外費用		82	82	0
1. 支払利息		82	82	0
	1. 支払利息	82	82	0
(4) 予備費		500	500	0
1. 予備費		500	500	0
	1. 予備費	500	500	0
支出合計		301,492	386,422	▲ 84,930

(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
旅費	50	費用弁償	38
		普通旅費	7
		市内実費旅費	5
交際費	10	交際費	10
需用費	255	消耗品費	140
		消耗備品費	65
		修繕費	50
役務費	111	通信運搬費	96
		損害保険料	5
		手数料	10
委託料	5,075	各種委託料	5,075
使用料・賃借料	284	各種賃借料	284
負担金補助及び交付金	60	会費等負担金	60
公租公課	20	公租公課	20
減価償却費	722	無形固定資産減価償却費	722
支払利息	82	短期借入金にかかる支払利息	82
予備費	500	予備費	500

(資本の収入及び支出)

収入

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 資本の収入		4,306,203	4,029,401	276,802
1. 借入金		4,306,203	4,029,401	276,802
	1. 借入金	4,306,203	4,029,401	276,802
収入合計		4,306,203	4,029,401	276,802

支出

款項	目	本年度	前年度	比較
(1) 資本の支出		4,598,656	4,411,802	186,854
1. 公有地取得事業費		768,381	352,783	415,598
	1. 公有用地取得費	768,381	352,783	415,598
2. 支払利息		78,275	33,019	45,256
	1. 支払利息	78,275	33,019	45,256
3. 固定資産取得費		0	0	0
	1. 固定資産取得費	0	0	0
4. 借入金償還金		3,750,000	4,024,000	▲ 274,000
	1. 借入金償還金	3,750,000	4,024,000	▲ 274,000
5. 予備費		2,000	2,000	0
	1. 予備費	2,000	2,000	0
支出合計		4,598,656	4,411,802	186,854

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
借入金	4,306,203	借入金 4,306,203

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
用地費	460,401	牧野長尾線用地 外4事業用地費 460,401
補償費	278,000	牧野長尾線用地 外4事業補償費 278,000
直接経費	29,980	牧野長尾線用地 外4事業直接経費 29,980
支払利息	78,275	借入金にかかる支払利息 78,275
固定資産取得費	0	固定資産取得費 0
借入金償還金	3,750,000	借入金償還金 3,750,000
予備費	2,000	予備費 2,000

令和7年度枚方市土地開発公社予定貸借対照表（当年度分）

（令和8年3月31日現在）

単位：千円

資 産 の 部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	73,104	
	(2) 公有用地	<u>4,017,584</u>	
	流動資産合計		4,090,688
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産	100	
	(2) 無形固定資産	0	
	(3) 投資その他の資産	<u>5,000</u>	
	固定資産合計		5,100
	資産合計		<u>4,095,788</u>

負 債 の 部

1	流動負債		
	(1) 未払費用	116	
	(2) 預り金	14	
	(3) 前受収益	2	
	(4) 短期借入金	<u>3,906,203</u>	
	流動負債合計		3,906,335
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	<u>0</u>	
	固定負債合計		0
	負債合計		<u>3,906,335</u>

資 本 の 部

1	資本金		
	(1) 基本財産	<u>5,000</u>	
	資本金合計		5,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	191,368	
	(2) 当期純損失	<u>6,915</u>	
	準備金合計		<u>184,453</u>
	資本合計		<u>189,453</u>
	負債資本合計		<u>4,095,788</u>

令和6年度枚方市土地開発公社予定損益計算書(前年度分)

(令和6年4月1日から令和7月3月31日まで)

単位:千円

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益		386,513
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価		<u>382,724</u>
	事業総利益		3,789
3	販売費及び一般管理費		<u>2,726</u>
	事業利益		1,063
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	1	
	(2) 雑収益	<u>2</u>	3
	経常利益		<u>1,066</u>
	当期純利益		<u>1,066</u>

令和6年度枚方市土地開発公社予定貸借対照表（前年度分）

（令和7年3月31日現在）

単位:千円

資 産 の 部

1	流動資産			
	(1) 現金及び預金	79,413		
	(2) 公有用地	<u>3,461,381</u>		
	流動資産合計			3,540,794
2	固定資産			
	(1) 有形固定資産			
	ア 工具、器具及び備品	360		
	減価償却累計額	<u>359</u>	<u>1</u>	
	有形固定資産計		1	
	(2) 無形固定資産			
	ア その他の無形固定資産	<u>721</u>		
	無形固定資産計		721	
	(3) 投資その他の資産			
	ア 長期性預金	<u>5,000</u>		
	投資その他の資産計	<u>5,000</u>		
	固定資産合計			<u>5,722</u>
	資産合計			<u>3,546,516</u>

負 債 の 部

1	流動負債			
	(1) 未払金	0		
	(2) 未払費用	131		
	(3) 預り金	14		
	(4) 前受収益	3		
	(5) 短期借入金	<u>3,350,000</u>		
	流動負債合計			3,350,148
2	固定負債			
	(1) 長期借入金	<u>0</u>		
	固定負債合計			<u>0</u>
	負債合計			<u>3,350,148</u>

資 本 の 部

1	資本金			
	(1) 基本財産	<u>5,000</u>		
	資本金合計			5,000
2	準備金			
	(1) 前期繰越準備金	190,302		
	(2) 当期純利益	<u>1,066</u>		
	準備金合計			<u>191,368</u>
	資本合計			<u>196,368</u>
	負債資本合計			<u>3,546,516</u>

令和7年度枚方市土地開発公社資金計画

令和7年度枚方市土地開発公社資金計画を次のとおり定める。

記

令和7年度枚方市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区分		当年度予定額	備考
受入資金			
	公有地取得事業収益	295,300	
	受取利息	1	
	雑収益	13	前年度前受収益を除く
	借入金	4,336,203	借入限度額
	預り金	14	
	前年度繰越金	79,413	
計		4,710,944	
支払資金			
	公有地取得事業費	768,381	
	支払利息	78,357	
	固定資産取得費	-	
	借入金償還金	3,780,000	
	販売費及び一般管理費	8,457	次年度支払分及び現金を伴わない支出を除く
	前年度未払金等	131	前年度未払費用
	前年度預り金	14	
	予備費充当による支出	2,500	
計		4,637,840	
差引		73,104	

報告第 2 号

公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況（令和 7 年度事業計画）について

次のとおり令和 7 年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により議会に提出する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）6 月 6 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和7年度の公益財団法人枚方市スポーツ協会の事業計画は、次に定めるところによる。

公益目的事業

《市民スポーツ普及啓発事業》

スポーツ大会、スポーツ啓発事業、スポーツ施設の活用等を効果的に行うことで、市民の体力向上とアマチュアスポーツの振興に貢献し、不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与する事業。

1. スポーツ大会事業

(1) 総合体育大会等開催事業

春季・秋季総合体育大会の開催、北河内・大阪府総合体育大会への選手派遣等

(2) 競技大会開催事業

①第49回「新春走ろうかい」-ひらかたハーフマラソン-

②ひらかた市民オリンピック

2. スポーツ啓発事業

(1) スポーツ教室事業（オンライン・ハイブリッド対応含む）

①スポーツ施設等での事業（幼児・子ども・女性・高齢者を対象としたスポーツ事業等）

②楽10体操の普及活動等健康スポーツ事業

③健康医療都市ひらかたコンソーシアムとの連携事業

④障害者スポーツ体験教室

⑤ひらかた元氣くらわんか体操普及啓発事業・活動支援事業・継続支援事業

⑥健活フェスタ（高齢者を対象に行う介護予防のための健康イベント）

⑦e-スポーツ事業

⑧にぎわい創出事業 親子わくわくパークフェスタ・ひらかた街ぶらロゲイニング

(2) スポーツサポーターズバンク事業（オンライン・ハイブリッド対応含む）

①スポーツリーダー養成講座

②健康運動指導士の更新単位認定講習会事業の開催・フォローアップ研修

③スポーツ指導者の派遣

④学校運動部活動との連携（学校運動部活動の地域連携への取り組み）

(3) 他団体との連携事業（障がい者スポーツの推進・支援等含む）

トリプルバドミントン大会への協力・ふれあいマラソン大会・障害者スポーツ団体との連携事業他

(4) スポーツ情報提供事業

スポーツ情報ポータルサイトの運営、SNS・YouTubeチャンネル等ICTを活用した新コンテンツの運用、ホームページの充実等

(5) スポーツ振興特別事業（枚方市スポーツ協会加盟団体への支援等）

3. スポーツ施設活用事業

(1) 枚方市内民間企業スポーツ施設開放事業（市内3企業所有スポーツ施設・市内府立高等学校等開放及び新規開拓）

4. その他の協力事業

- (1) スポーツ応援事務（全国大会出場チーム等の応援）
- (2) 市民スポーツの普及啓発サポート（スポーツ情報収集及び情報提供等）
- (3) トップアスリートとの市民交流（大阪ブルテオン・F Cティアモ枚方・花園近鉄ライナーズのホームゲーム等の市民応援事業）
- (4) 地域・競技スポーツコンサルティング事業（市内企業等への健康経営®の相談や支援・市民団体の支援や育成、助言等）

《総合型地域スポーツクラブの育成事業》

枚方市内の総合型地域スポーツクラブを運営・支援し、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備することで市民スポーツの振興に貢献する事業

1. 「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」の運営拡充

- (1) 主催事業の充実、指導者の指導力向上、地域に根ざした活動展開等
- (2) 学校運動部活動との連携（学校運動部活動の地域連携への取り組み）

収益事業

《利用者の利便性向上事業》

総合型地域スポーツクラブを運営する中で、オリジナルグッズを販売し市民が快適にスポーツを楽しめるよう様々なサービスを提供する事業

1. オリジナルグッズの作成・販売事業

「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」オリジナルグッズの販売

2. 加盟団体との協働事業（大会、講習会等での物品販売、スポンサーシップの獲得等）
3. 収益事業としてのスポーツ大会及びスポーツイベントの誘致や開催事業
4. ホームページ等の広告収入

その他の事業

《民間団体等との連携・協力事業》

民間団体等と連携・協力し、公共施設を活用した、スポーツ大会やスポーツイベント、教室等を効率的に実施する事業

1. 枚方市都市公園有料施設等にて各種スポーツ事業を実施

令和7年度 公益財団法人枚方市スポーツ協会収支予算

令和7年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の収支予算は、次に定めるところによる。

(収支予算)

第1条 収支予算の総額は、収入は176,330,895円、支出は176,326,577円と定める。

2 収支予算の区分及び当該区分ごとの金額は、「収支予算書」による。

収支予算書(増減計算方式)
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	7年度予算額 (A)	6年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
公益目的事業 市民スポーツ普及啓発事業	146,309,895	143,193,100	3,116,795
スポーツ大会事業収益	15,300,000	15,550,000	▲ 250,000
新春走ろうかい参加料等収益	11,000,000	11,250,000	▲ 250,000
市民オリンピック参加料等収益	300,000	300,000	0
加盟団体事業参加料収益	1,000,000	1,000,000	0
総合体育大会参加料収益	3,000,000	3,000,000	0
受取委託金	46,132,895	47,995,100	▲ 1,862,205
受取総合体育大会等事業運営費	39,688,000	38,575,000	1,113,000
受取枚方市小学生スポーツcarnival運営費	4,390,455	4,000,000	390,455
受取枚方ラグビーカーニバル運営費	2,054,440	1,652,100	402,340
受取オリンピック・パラリンピック関連事業運営費	0	3,768,000	▲ 3,768,000
スポーツ啓発事業収益	26,680,000	26,680,000	0
スポーツ教室等参加料収益	23,500,000	23,500,000	0
スポーツサポーターズバンク事業参加料収益	380,000	380,000	0
健康スポーツ事業収益	2,800,000	2,800,000	0
受取補助金	38,560,000	37,984,000	576,000
受取新春走ろうかい事業補助金	9,065,000	8,941,000	124,000
受取市民オリンピック事業補助金	2,525,000	2,660,000	▲ 135,000
受取健康スポーツ普及事業補助金	13,278,000	13,098,000	180,000
受取スポーツサポーターズバンク事業補助金	6,034,000	5,969,000	65,000
受取市民スポーツ応援サポート事業補助金	4,644,000	4,323,000	321,000
受取地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	3,014,000	2,993,000	21,000
受取委託金	10,219,000	8,690,000	1,529,000
受取高齢者スポーツ事業運営費	2,638,000	2,638,000	0
受取こども夢基金事業運営費	7,203,000	5,654,000	1,549,000
受取障がい者スポーツ事業運営費	378,000	398,000	▲ 20,000
受取委託金	4,961,000	4,371,000	590,000
受取民間スポーツ施設開放事業	4,961,000	4,371,000	590,000
基本財産運用益	13,000	13,000	0
諸収益	30,000	1,140,000	▲ 1,110,000
預金利息	30,000	30,000	0
記念事業費	0	1,110,000	▲ 1,110,000
受取負担金	270,000	270,000	0
受取体育協会加盟負担金	270,000	270,000	0
受取寄付金	500,000	500,000	0
受取寄付金	500,000	500,000	0
受取助成金	3,644,000	0	3,644,000
受取助成金	3,644,000	0	3,644,000
公益目的事業 総合型地域スポーツクラブ育成事業	26,951,000	28,346,000	▲ 1,395,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	25,801,000	27,846,000	▲ 2,045,000
受取寄付金	150,000	0	150,000
受取助成金	1,000,000	500,000	500,000

(単位：円)

科 目	7年度予算額 (A)	6年度予算額 (B)	増減 (A)―(B)
収益事業 利用者の利便性向上事業	1,400,000	1,300,000	100,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	1,100,000	1,000,000	100,000
協会事業収益	300,000	300,000	0
その他の事業 民間団体等との連携協力事業	1,600,000	2,620,000	▲ 1,020,000
その他事業収益	1,600,000	2,620,000	▲ 1,020,000
法人会計	70,000	70,000	0
諸収益	70,000	70,000	0
経常収益計	176,330,895	175,529,100	801,795
(2) 経常費用			
公益目的事業 市民スポーツ普及啓発事業	139,746,577	136,773,300	2,973,277
総合体育大会等運営費	42,370,577	43,956,300	▲ 1,585,723
総合体育大会等職員費	27,061,000	26,144,000	917,000
春秋総合体育大会事業費	4,077,000	3,737,000	340,000
北河内総合体育大会事業	841,000	873,000	▲ 32,000
大阪府総合体育大会事業	917,000	913,000	4,000
三島・北河内柔道大会事業	49,000	49,000	0
北河内駅伝競走大会事業	121,000	121,000	0
大阪府駅伝競走大会事業	204,000	190,000	14,000
市長杯争奪軟式野球大会	210,000	210,000	0
枚方市駅伝競走大会	210,000	210,000	0
租税公課	2,740,000	2,740,000	0
枚方市小学生スポーツcarnival事業	3,967,337	3,545,000	422,337
枚方ラグビーカーニバル大会	1,973,240	1,582,300	390,940
オリンピック・パラリンピック関連事業	0	3,642,000	▲ 3,642,000
スポーツ大会等事業費	29,534,000	26,151,000	3,383,000
新春走ろうかい事業費	23,709,000	20,191,000	3,518,000
市民オリンピック事業費	2,825,000	2,960,000	▲ 135,000
総合体育大会種目別事業費	3,000,000	3,000,000	0
スポーツ啓発事業費	59,971,000	59,330,000	641,000
協会事務費	10,855,000	11,129,000	▲ 274,000
市民スポーツ応援サポート事業費	4,914,000	4,593,000	321,000
地域・競技スポーツコンサルティング事業費	3,147,000	3,126,000	21,000
スポーツ教室等事業費	8,900,000	8,900,000	0
広報活動事業費	386,000	386,000	0
サポーターズバンク事業費	6,414,000	6,349,000	65,000
活動補助事業費	540,000	1,715,000	▲ 1,175,000
委託事業費	7,112,000	5,609,000	1,503,000
スポーツ振興特別事業費	1,625,000	1,625,000	0
健康スポーツ事業費	16,078,000	15,898,000	180,000
高齢者スポーツ事業運営費	2,638,000	2,638,000	0
障がい者スポーツ事業運営費	378,000	398,000	▲ 20,000
民間スポーツ施設開放事業費	4,722,000	4,167,000	555,000
一般管理費	133,000	133,000	0

(単位：円)

科 目	7年度予算額 (A)	6年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)
公益目的事業 総合型地域スポーツクラブ育成事業	26,611,000	27,956,000	▲ 1,345,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業	26,611,000	27,956,000	▲ 1,345,000
収益事業 利用者の利便性向上事業	1,306,000	1,256,000	50,000
収益事業費	1,306,000	1,256,000	50,000
収益事業費	1,090,000	1,040,000	50,000
協会事務費	216,000	216,000	0
その他の事業 スポーツ施設管理運営事業	990,000	1,870,000	▲ 880,000
その他施設事業費	990,000	1,870,000	▲ 880,000
法人会計	7,673,000	7,673,000	0
一般管理費	7,673,000	7,673,000	0
経常費用計	176,326,577	175,528,300	798,277
当期経常増減額	4,318	800	3,518
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	4,318	800	3,518
一般正味財産期首残高	46,129,607	46,128,807	800
一般正味財産期末残高	46,133,925	46,129,607	4,318
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
III 正味財産期末残高	48,133,925	48,129,607	4,318

報告第 3 号

令和 6 年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費の繰越計算書について

次のとおり令和 6 年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）6 月 6 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和6年度大阪府枚方市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	(1) 総務管理費	システム標準化・共通化対応経費	5,008,000	5,008,000
		省エネ家電買い換え促進事業	100,000,000	100,000,000
	(3) 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム経費	15,356,000	12,573,000
3. 民生費	(1) 社会福祉費	低所得世帯に対する給付金事業	1,832,102,000	606,808,194
		低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対する給付金事業	105,000,000	24,856,130
4. 衛生費	(1) 保健衛生費	保健所移転準備経費	169,979,000	169,979,000
		施設改修事業	52,500,000	52,500,000
		水道事業会計への出資金	100,000,000	100,000,000
5. 農林水産業費	(1) 農業費	老朽ため池改修経費	4,691,000	4,691,000
6. 商工費	(1) 商工費	物価高騰対策消費拡大支援事業	123,000,000	123,000,000
7. 土木費	(2) 道路橋梁費	枚方高槻線整備事業	18,522,000	-
		主要道路リフレッシュ整備事業	506,060,000	506,060,000
		交通バリアフリー道路整備事業	6,030,000	6,030,000
		歩道拡幅事業	19,910,000	19,910,000
		自転車乗車用ヘルメット購入補助事業	3,000,000	3,000,000
	(4) 都市計画費	空き家・空き地対策推進事業	36,000,000	28,000,000
		公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	52,500,000	52,500,000
		京阪本線連続立体交差事業	11,986,000	11,985,960
		連続立体交差事業関連まちづくり事業	8,437,000	8,437,000
		下水道事業会計への負担金	403,000,000	341,900,000
		牧野長尾線整備事業	98,522,000	98,521,420
		御殿山小倉線整備事業	35,000,000	15,000,000
		長尾杉線整備事業	428,417,000	426,542,121
		北山通線整備事業	20,000,000	-
		枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	157,750,000	157,750,000
		新庁舎整備機能検討支援業務委託	13,272,000	13,271,600
8. 消防費	(1) 消防費	防災備蓄倉庫管理経費	20,430,000	20,430,000
9. 教育費	(2) 小学校費	禁野小学校整備事業	238,054,000	234,146,000
		施設改善維持補修経費	1,068,331,000	1,068,331,000
		学校エレベーター整備事業	110,420,000	110,420,000
		学校空調設備整備事業	504,484,000	504,484,000
		禁野小学校（旧中宮北小学校）体育館空調設備整備事業	10,928,000	6,557,840
	(3) 中学校費	施設改善維持補修経費	338,740,000	338,740,000
		学校エレベーター整備事業	59,320,000	59,320,000
		学校空調設備整備事業	780,620,000	780,620,000
	(6) 保健体育費	スポーツ施設管理運営経費	33,171,000	33,171,000
合 計			7,490,540,000	6,044,543,265

(単位:円)

左		の 財 源 内			訳
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
-	-	-	-	-	5,008,000
-	72,000,000	-	-	-	28,000,000
-	-	-	-	-	12,573,000
-	606,808,194	-	-	-	-
-	18,000,000	-	-	-	6,856,130
-	-	-	106,300,000	-	63,679,000
-	-	-	39,300,000	-	13,200,000
-	-	-	100,000,000	-	-
-	-	-	4,600,000	-	91,000
-	88,000,000	-	-	-	35,000,000
-	-	-	-	-	-
-	201,018,000	-	305,000,000	-	42,000
-	2,200,000	-	3,400,000	-	430,000
-	2,360,000	-	10,500,000	-	7,050,000
-	2,000,000	-	-	-	1,000,000
-	-	-	-	-	28,000,000
-	17,500,000	-	35,000,000	-	-
-	-	11,985,960	-	-	-
-	4,640,000	-	3,400,000	-	397,000
-	-	-	341,900,000	-	-
-	-	-	88,600,000	-	9,921,420
-	-	-	5,400,000	-	9,600,000
-	19,215,000	-	394,500,000	-	12,827,121
-	-	-	-	-	-
-	83,600,000	-	68,400,000	-	5,750,000
-	-	-	-	-	13,271,600
-	10,215,000	-	-	-	10,215,000
-	93,270,000	-	98,000,000	-	42,876,000
-	180,070,000	-	814,700,000	-	73,561,000
-	21,484,000	-	88,000,000	-	936,000
-	76,335,000	-	388,100,000	-	40,049,000
-	-	-	6,500,000	-	57,840
-	39,479,000	-	267,300,000	-	31,961,000
-	11,929,000	-	47,000,000	-	391,000
-	133,902,000	-	591,800,000	-	54,918,000
-	8,882,000	-	24,200,000	-	89,000
-	1,692,907,194	11,985,960	3,831,900,000	-	507,750,111

報告第 4 号

令和 6 年度大阪府枚方市水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 6 年度大阪府枚方市水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）6 月 6 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 6 年度大阪府枚方市水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生	翌年度繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良費	建設改良事業	1,627,982,000	845,487,664	503,511,100

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額を に係る繰越額を 要するたな卸の 資産の購入限度額	説 明
企 業 債	工事負担金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	
151,200,000	61,600,000	290,711,100	278,983,236	0	関係者との協議に期間を要したため

報告第 5 号

令和 6 年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の繰越計算書について

令和 6 年度大阪府枚方市水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）6 月 6 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 6 年度大阪府枚方市水道

款	項	事業名	継続費の総額	令和 6 年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
資本的支出	建設改良費		円	円	円	円	円
		中宮浄水場 更新事業 (PPP・PFI)	18,250,000,000	2,733,819,000	106,875,100	2,840,694,100	1,829,590,700
		送配水管 更生事業	2,788,600,000	100,000,000	129,927,423	229,927,423	114,116,140
		送配水管 更新事業	1,127,000,000	359,000,000	48,730,994	407,730,994	171,635,400
		北中振他 配水管 整備事業	614,000,000	398,000,000	193,252,022	591,252,022	388,633,900
		上野3丁目他 配水管 更新事業	459,000,000	157,000,000	2,971,400	159,971,400	0
		船橋本町他 配水管 更新事業	1,373,000,000	50,000,000	0	50,000,000	0
		中宮浄水場～ 春日受水場間 送水管 更新事業	6,839,020,000	898,100,000	0	898,100,000	0

地方公営企業法第26条第1項により継続費に係る支出予算の金額を繰り越した送配水管更新事業、北中振他配水管整備

事業会計継続費繰越計算書

残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 内 訳				翌 年 度 通 次 繰 越 額 に 係 る 資 産 の 入 額
		企 業 債	国 府 金 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	
円	円	円	円	円	円	円
1,011,103,400	1,011,103,400	410,000,000	107,360,000	100,000,000	393,743,400	0
115,811,283	115,811,283	0	0	0	115,811,283	0
236,095,594	201,009,000	117,200,000	0	0	83,809,000	0
202,618,122	149,467,000	105,400,000	0	0	44,067,000	0
159,971,400	159,971,400	141,000,000	0	0	18,971,400	0
50,000,000	50,000,000	45,000,000	0	0	5,000,000	0
898,100,000	898,100,000	638,000,000	188,586,000	0	71,514,000	0

事業については、「翌年度通次繰越額」を「翌年度繰越額」に読み替える。

報告第 6 号

令和 6 年度大阪府枚方市下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 6 年度大阪府枚方市下水道事業会計予算繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、
地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年（2025 年）6 月 6 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 6 年度大阪府枚方市下水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良事業費	汚水改良事業	944,941,000	466,694,048	197,433,600
		雨水改良事業	2,198,892,000	828,650,694	978,100,000
	固定資産購入費	流域下水道 建設負担金	263,403,000	132,016,887	23,434,364

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越す資産の限度額	説 明
国 府 補 助 金	企 業 債	他 会 計 負 担 金 等	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	円	円	
0	124,400,000	0	68,015,600	5,018,000	280,813,352	0	関係者との協議に期間を要したため
65,600,000	62,000,000	341,900,000	508,600,000	0	392,141,306	0	関係者との協議に期間を要したため
0	23,400,000	0	0	34,364	107,951,749	0	関係機関の事業が未完了のため

報告第7号

令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の繰越計算書について

令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告を受けたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により議会に報告する。

令和7年（2025年）6月6日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 6 年度大阪府枚方市下水道

款	項	事業名	継続費の総額	令和 6 年度継続費予算現額			支払義務 発生額 (見込)
				予算計上額	前年度 繰越額	計	
資本的支出	整備事業費	汚水公共下水道未普及地区整備事業	2,281,205,000	355,320,000	135,032,264	490,352,264	113,359,746
	建設改良事業費	藤阪元町地区雨水管整備事業	913,780,000	76,780,000	0	76,780,000	750,020

事業会計継続費繰越計算書

残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 内 訳				翌 年 度 通 次 繰 越 額 に 係 る 資 産 の 入 額
		企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 負 担 金 等	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	
円	円	円	円	円	円	円
376,992,518	376,992,518	128,700,000	4,450,000	0	243,842,518	0
76,029,980	76,029,980	42,300,000	0	33,729,980	0	0

	事業名	翌年度繰越額
報告第3号 令和6年度大阪府枚方市一般会計繰 越明許費の繰越計算書について	システム標準化・共通化対応経費	5,008,000
	省エネ家電買い換え促進事業	100,000,000
	戸籍システム経費	12,573,000
	低所得世帯に対する給付金事業	606,808,194
	低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対する給付金事業	24,856,130
	保健所移転準備経費	169,979,000
	施設改修事業	52,500,000
	水道事業会計への出資金	100,000,000
	老朽ため池改修経費	4,691,000
	物価高騰対策消費拡大支援事業	123,000,000
	枚方高槻線整備事業	-
	主要道路リフレッシュ整備事業	506,060,000
	交通バリアフリー道路整備事業	6,030,000
	歩道拡幅事業	19,910,000
	自転車乗車用ヘルメット購入補助事業	3,000,000
	空き家・空き地対策推進事業	28,000,000
	公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	52,500,000
	京阪本線連続立体交差事業	11,985,960
	連続立体交差事業関連まちづくり事業	8,437,000
	下水道事業会計への負担金	341,900,000
	牧野長尾線整備事業	98,521,420
	御殿山小倉線整備事業	15,000,000
	長尾杉線整備事業	426,542,121
	北山通線整備事業	-
	枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	157,750,000
	新庁舎整備機能検討支援業務委託	13,271,600
	防災備蓄倉庫管理経費	20,430,000
	禁野小学校整備事業	234,146,000
	施設改善維持補修経費	1,068,331,000
	学校エレベーター整備事業	110,420,000
	学校空調設備整備事業	504,484,000
	禁野小学校（旧中宮北小学校）体育館空調設備整備事業	6,557,840
	施設改善維持補修経費	338,740,000
	学校エレベーター整備事業	59,320,000
	学校空調設備整備事業	780,620,000
	スポーツ施設管理運営経費	33,171,000
報告第4号 令和6年度大阪府枚方市水道事業会 計予算の繰越計算書について	建設改良事業	503,511,100

(単位：円)

繰越理由	事業完了予定
事業の完了に期間を要したため。	8 年 3 月
事業の完了に期間を要したため。	7 年 10 月
事業の完了に期間を要したため。	7 年 5 月
事業の完了に期間を要したため。	7 年 12 月
事業の完了に期間を要したため。	7 年 12 月
支払手法を変更したため。	7 年 5 月
支払手法を変更したため。	7 年 5 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
国の令和6年度補正に伴い、事業化を行ったため。	8 年 3 月
事業の完了に期間を要したため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
資材の調達に期間を要したため。	8 年 3 月
関係機関等との協議に期間を要したため。	8 年 3 月
事業の完了に期間を要したため。	8 年 3 月
制度利用者の工事に期間を要し、年度内完了が困難なため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
関係機関等との協議に期間を要したため、及び事業の完了に期間を要したため。	7 年 12 月
関係機関等との協議に期間を要したため、及び事業の完了に期間を要したため。	8 年 3 月
関係機関との協議に期間を要したため。	8 年 3 月
関係機関との協議に期間を要したため。	8 年 3 月
関係機関との協議に期間を要したため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
支払手法を変更したため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
支払手法を変更したため。	7 年 6 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
令和7年3月に国の交付金事業の採択を受けたため。	8 年 3 月
関係者との協議に期間を要したため。	8 年 3 月

	事業名	翌年度繰越額
報告第5号 令和6年度大阪府枚方市水道事業 会計継続費の繰越計算書について	中宮浄水場更新事業（PPP・PFI）	1,011,103,400
	送配水管更生事業	115,811,283
	送配水管更新事業	201,009,000
	北中振他配水管整備事業	149,467,000
	上野3丁目他配水管更新事業	159,971,400
	船橋本町他配水管更新事業	50,000,000
	中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業	898,100,000
報告第6号 令和6年度大阪府枚方市下水道事業 会計予算の繰越計算書について	污水改良事業	197,433,600
	雨水改良事業	978,100,000
	流域下水道建設負担金	23,434,364
報告第7号 令和6年度大阪府枚方市下水道事業 会計継続費の繰越計算書について	污水公共下水道未普及地区整備事業	376,992,518
	藤阪元町地区雨水管整備事業	76,029,980

繰越理由	事業完了予定
継続費の繰越分	
継続費の繰越分	
関係者との協議に期間を要したため。	7 年 8 月
関係者との協議に期間を要したため。	7 年 4 月
継続費の繰越分	
継続費の繰越分	
継続費の繰越分	
関係者との協議に期間を要したため。	8 年 3 月
関係者との協議に期間を要したため。	8 年 3 月
関係機関の事業が未完了のため。	7 年 8 月
継続費の繰越分	
継続費の繰越分	

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年（2025年）6月6日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 専決事項 (1) 和解及び損害賠償の額を定めることについて（3件）
 (2) 損害賠償の額を定めることについて（1件）

専決第1号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）5月21日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者

2. 事 件 の 内 容 令和6年12月3日、枚方市在住者が本市の管理する伊加賀栄公園内のベンチ付近で遊んでいたところ、ベンチ座板側面から脱落したまま放置されていた、ねじ止め補強材を同氏が踏んだ際、左足裏を負傷した事故である。

3. 賠 償 の 額 金 9, 1 9 6 円

4. 和 解 の 内 容

- (1) 本市は本件事故に対する相手方への賠償金として、金9, 1 9 6円を支払う。
- (2) (1)の賠償金の支払については、相手方が指定する金融機関の口座に振り込む方法で行うものとし、当該支払は、本市の専決処分を経た日以降速やかに行うものとする。
- (3) 本市及び相手方は、当事者双方異議なく示談が成立したので、本書2通を作成し、本市及び相手方は各々押印の上、各1通を保有する。



損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）5月26日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の相手方 大阪府

2. 事件の内容 令和7年3月25日付けで相手方から確定通知があった令和5年度大阪府子育てのための施設等利用給付費府費負担金の超過交付額の納付にあたり、本市子ども未来部において期限内に納付が完了せず、4月15日から4月21日までの7日分の延滞金が発生したものである。

3. 賠償の額 金 20,045円

4. 賠償の内容

本市は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第17条第4項の規定に基づき、相手方に延滞金として金20,045円を支払う。

専決第3号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）5月26日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

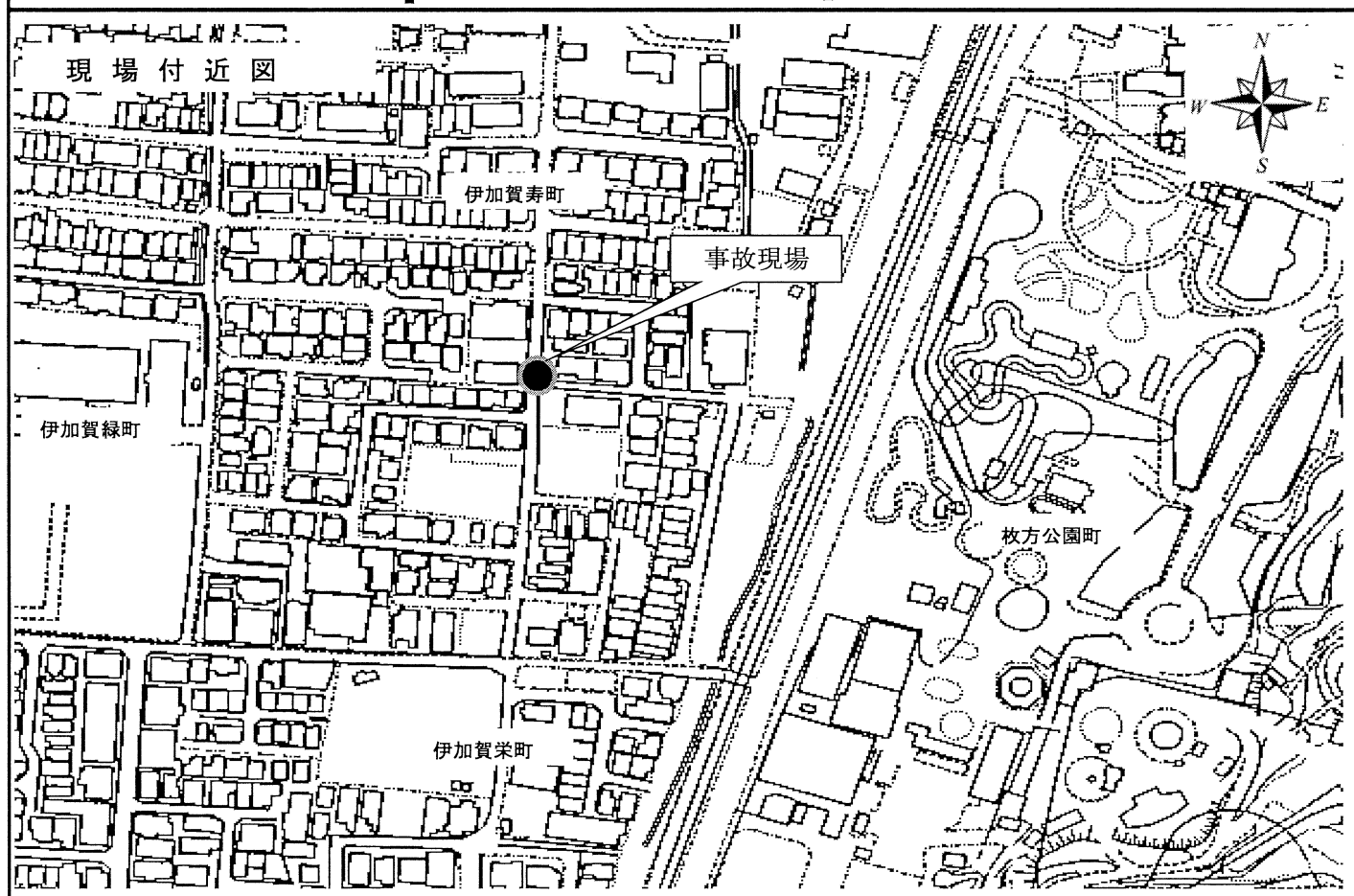
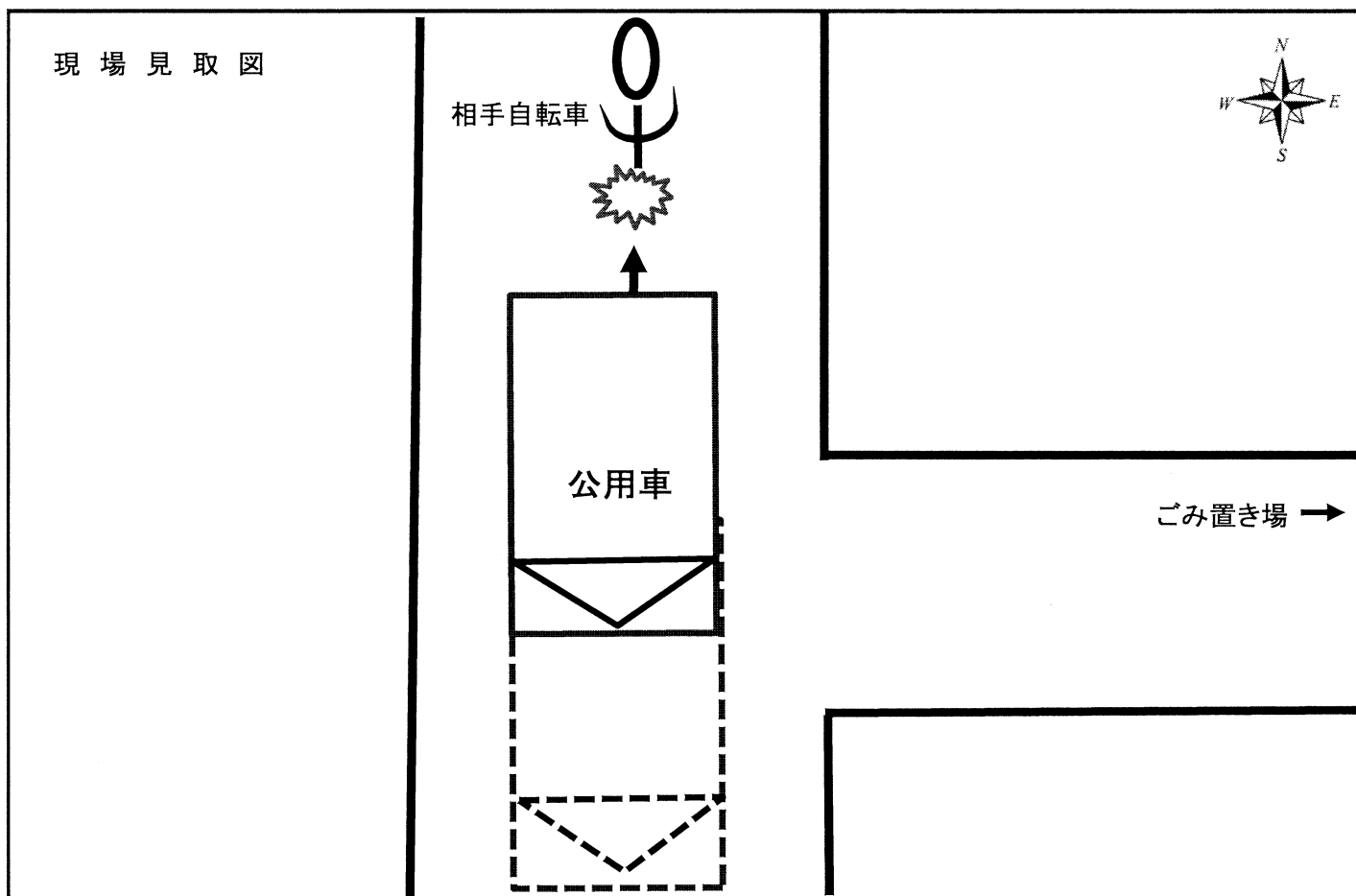
1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者

2. 事 件 の 内 容 令和7年4月14日午前10時2分ごろ、本市環境部職員が公用車（小型ダンプ車・大阪400む523）を運転し、市道伊加賀3号線を北から南へ走行中、伊加賀寿町5番7号地先の丁字路において、東側道路奥のごみ置き場の古紙を確認するため車両を後退させた際、枚方市在住者が押していた自転車に接触し、同車が損傷した事故である。

3. 賠 償 の 額 金 80,000円

4. 和 解 の 内 容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金80,000円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



専決第4号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

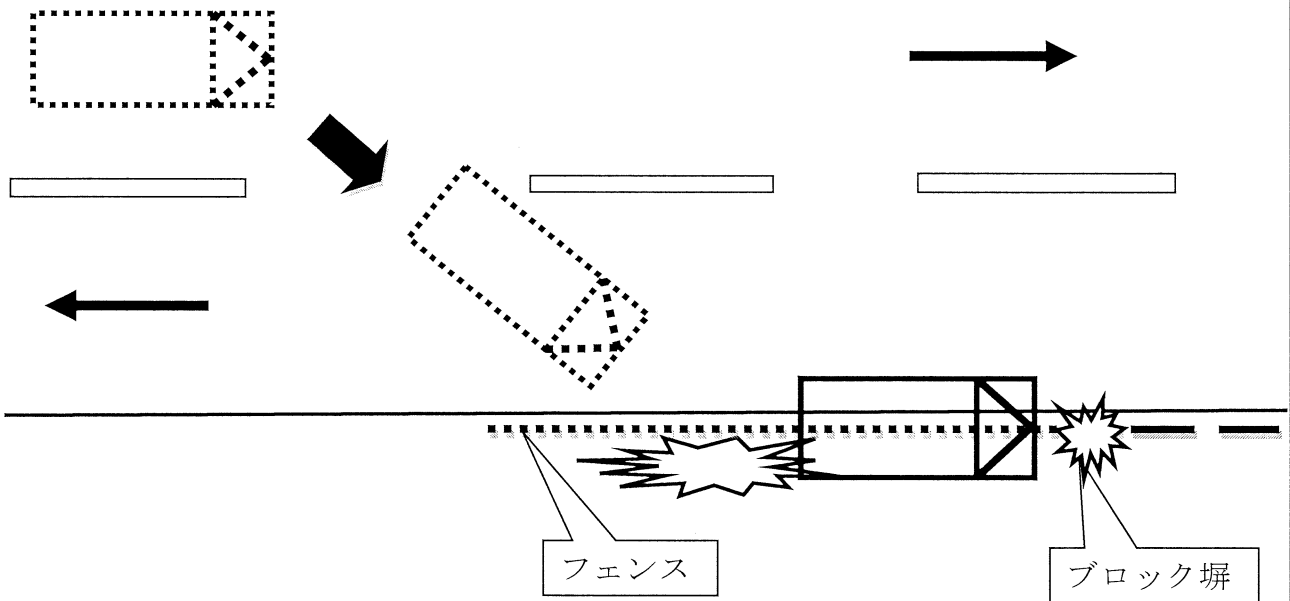
令和7年（2025年）5月29日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 茨木市所在の法人
2. 事 件 の 内 容 令和7年2月5日午前5時40分ごろ、本市上下水道部職員が水道管漏水修繕に従事後、現場から公用車（小型ダンプ車・大阪400む4603）を運転し、春日北町の道路を走行中、ハンドル操作を誤り、茨木市所在の法人が所有するフェンス及びブロック塀に車両前方が衝突し、同フェンス及び同ブロック塀が破損した事故である。
3. 賠 償 の 額 金 2, 2 5 5, 0 0 0 円
4. 和 解 の 内 容
 - (1) 本市は相手方に自己責任額金2, 2 5 5, 0 0 0円を支払う。
 - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

現場見取図



令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,557千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,911,165千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年（2025年）6月6日提出

枚方市長 伏見 隆

入 歳

[illegible]

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印刷製本費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通信運搬費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使用料及び賃借料 ……使	工事請負費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投資及び出資金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	42,774,169	6,198	42,780,367		
(項)					
(2) 国庫補助金	8,645,484	5,358	8,650,842		
2. 民生費国庫補助金	1,855,831	5,358	1,861,189	3. 障害者地域生活 支援事業費等補 助金	5,358
(項)					
(3) 国庫委託金	109,033	840	109,873		
4. 教育費委託金	18,327	840	19,167	1. 教育費委託金	840
(款)					
19. 繰 入 金	6,573,459	5,359	6,578,818		
(項)					
(1) 基金繰入金	6,423,315	5,359	6,428,674		
1. 基金繰入金	6,423,315	5,359	6,428,674	1. 基金繰入金	5,359
歳 入 合 計	169,899,608	11,557	169,911,165		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
3. 障害者自立支援給付支払等システム事業補助金	5,358	1. 障害者自立支援給付支払等システム事業補助金	5,358
12. リーディングD X スクール事業委託金	840	1. リーディングD Xスクール事業委託金	840
22. 財政調整基金繰入金	5,359	1. 財政調整基金繰入金	5,359

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
3. 民 生 費	88,104,744	10,717	88,115,461	5,358	-	-	5,359
(項)							
(1) 社会福祉費	36,637,039	10,717	36,647,756	5,358	-	-	5,359
4. 障害者福祉総務費	752,982	10,717	763,699	5,358	-	-	5,359
(款)							
9. 教 育 費	17,421,759	840	17,422,599	840	-	-	-
(項)							
(1) 教育総務費	5,111,557	840	5,112,397	840	-	-	-
2. 事務局費	3,598,078	840	3,598,918	840	-	-	-
歳 出 合 計	169,899,608	11,557	169,911,165	6,198	-	-	5,359

(単位：千円)

節	細	節	
区	分	区	分
金	額	金	額
12. 委 託 料	10,717	1. 委 託 料	10,717
7. 報 償 費	90	1. 報 償 金	90
8. 旅 費	250	3. 特別旅費	250
18. 負担金補助及び 交付金	500	1. 負 担 金	500

概	要	説	明
1. 障害福祉システム管理経費			10,717
委	10,717		
1. 校務の情報化推進事業経費			840
(1) リーディングD Xスクール事業費			840
報	90 旅	250 負	500

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人 件 費	物 件 費	維持補修費	投資的経費	そ の 他	合 計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	-	-	-	-	-	-
(3)民生費	-	10,717	-	-	-	10,717
(4)衛生費	-	-	-	-	-	-
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	-	-	-	-	-
(7)土木費	-	-	-	-	-	-
(8)消防費	-	-	-	-	-	-
(9)教育費	-	340	-	-	500	840
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合 計	-	11,057	-	-	500	11,557
現計予算の内訳	23,281,222	33,423,712	1,866,933	6,155,720	105,172,021	169,899,608
総 計	23,281,222	33,434,769	1,866,933	6,155,720	105,172,521	169,911,165
総計の構成比 (%)	13.7	19.7	1.1	3.6	61.9	100.0

議案第10号

令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病 院 事 業 費 用	12,004,725 千円	321,782 千円	12,326,507 千円
第1項 医 業 費 用	11,532,384 千円	440 千円	11,532,824 千円
第3項 特 別 損 失	1,000 千円	321,342 千円	322,342 千円

令和7年（2025年）6月6日 提出

枚方市長 伏 見 隆

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病 院 事 業 費 用		12,004,725	321,782	12,326,507
1. 医 業 費 用		11,532,384	440	11,532,824
	3. 経 費	2,676,436	440	2,676,876
3. 特 別 損 失		1,000	321,342	322,342
	2. 診療報酬返還引当金繰入額	-	321,342	321,342
支 出 合 計		12,004,725	321,782	12,326,507

病院事業会計補正予算説明書（第 1 号）

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
通 信 運 搬 費	440	1. 通信運搬費	440
診療報酬返還引当金繰入額	321,342	1. 診療報酬返還引当金繰入額	321,342

枚方市税条例の一部改正について

次のとおり枚方市税条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）6 月 6 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 公示送達の方法を見直すため。
- 2 特定親族特別控除額を所得割の納税義務者の所得控除の対象とするため。
- 3 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を定めるため。

枚方市税条例の一部を改正する条例

枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第9条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第21条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第28条第1項ただし書中「若しくは同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第29条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第29条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第10条の4中「附則第38条の2第1項」を「附則第38条の3第1項」に改める。

附則第38条の2第3項中「附則第38条の2第1項」を「附則第38条の3第1項」に改め、附則第38条の2を附則第38条の3とし、附則第38条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第38条の2 令和8年4月1日以後に第101条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第101条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第102条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第103条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第101条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその

他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第102条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第102条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第21条、第28条第1項ただし書、第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第10条の4及び第38条の2第3項の改正規定、同条を附則第38条の3とし、附則第38条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和8年4月1日

(3) 第7条及び第9条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の枚方市税条例(以下「新条例」という。)第7条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第21条及び第28条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民

税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第29条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の枚方市税条例（以下「旧条例」という。）第28条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第29条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第29条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第38条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年9月30日までの間に、新条例附則第38条の2第1項に規定する売渡し等が行われた加熱式たばこに係る新条例第103条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第38条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 新条例第103条第1項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第38条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第38条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 11 号参考資料
枚方市税条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
（公示送達の方法） 第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を枚方市公告式条例（昭和13年枚方市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> （納税証明事項） 第9条 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除） 第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定に	（公示送達の方法） 第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、枚方市公告式条例（昭和13年枚方市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> （納税証明事項） 第9条 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除） 第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定に

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
より雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定す</u>	より雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>若しくは同条第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額</u>

新（改正後）	旧（現 行）
<u>る特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 [略] （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) [略]	の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 [略] （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 扶養親族の氏名 (4) [略]

新（改正後）	旧（現 行）
2～6 [略] （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) [略]	2～6 [略] （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）</u>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 扶養親族の氏名 (4) [略]

新（改正後）	旧（現 行）
2～5 [略] 附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第10条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第38条の3第1項</u>、第39条第1項、第40条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項又は第46条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u> <u>第38条の2 令和8年4月1日以後に第101条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第101条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第102条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第103条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該</u>	2～5 [略] 附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第10条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第38条の2第1項</u>、第39条第1項、第40条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項又は第46条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

新（改正後）	旧（現 行）
<u>各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第101条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式</u>	

新（改正後）	旧（現 行）
<u>たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第102条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第102条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u> （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） <u>第38条の3</u> [略] 2 [略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第38条の3第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第10条第1項、附則	（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） <u>第38条の2</u> [略] 2 [略] 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第38条の2第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第10条第1項、附則

新（改正後）	旧（現 行）
第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。 (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第38条の3第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第38条の3第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。 (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第38条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。	第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項及び附則第10条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。 (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第38条の2第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第38条の2第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。 (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第38条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。

議案第 12 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）6 月 6 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 部分休業制度の拡充に関し必要な事項を定めるため。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたこととする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までの間における改正後の第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 12 号参考資料

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
（部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） <u>（第1号部分休業の承認）</u> 第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、<u>30分を単位として行うものとする。</u> 2 職員（非常勤職員を除く。）が育児を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）又は勤務時間条例第16条の規定による介護時間休暇の承認を受けて勤務しない場合における当該職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分	（部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（職員の定年等に関する条例第12条に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。） <u>（部分休業の承認）</u> 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。<u>以下同じ。</u>）の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 職員（非常勤職員を除く。）が育児を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）又は勤務時間条例第16条の規定による介護時間休暇の承認を受けて勤務しない場合における当該職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を下ら

新（改正後）	旧（現 行）
を下らない範囲内で規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）又は勤務時間条例第16条の規定による介護時間休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）</u> <u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>	ない範囲内で規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児を理由として勤務しない場合（規則で定める場合に限る。）又は勤務時間条例第16条の規定による介護時間休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

新（改正後）	旧（現 行）
<u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10</u> <u>を乗じて得た時間</u> <u>（育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情）</u> <u>第20条の 5 育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶</u> <u>者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の</u> <u>同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生</u> <u>じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」とい</u> <u>う。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養</u> <u>育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</u> <u>第21条 職員が育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業の承認を受け</u> <u>て勤務しない場合には、給与条例第51条第 1 項（枚方市会計年度任用職員</u> <u>の給与及び費用弁償に関する条例第27条においてその例による場合を</u> <u>含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例</u> <u>第42条（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第27</u> <u>条においてその例による場合を含む。）及び同条例第20条に規定する勤</u> <u>務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第22条 育児休業法第19条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2</u> <u>項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたこととする。</u>	<u>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</u> <u>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第</u> <u>51条第 1 項（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</u> <u>第27条においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その</u> <u>勤務しない 1 時間につき、給与条例第42条（枚方市会計年度任用職員の</u> <u>給与及び費用弁償に関する条例第27条においてその例による場合を含む。）</u> <u>及び同条例第20条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給</u> <u>する。</u> <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>

議案第 13 号

枚方市附属機関条例の一部改正について

次のとおり枚方市附属機関条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）6 月 6 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 スケートボードパーク整備事業者選定審査会の設置等を行うため。

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表障害者地域生活支援事業者選定審査会の項の次に次のように加える。

スケートボードパーク整備事業者選定審査会	スケートボードパークの整備を行う事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	答申の日まで
----------------------	------------------------------	------	---	--------

別表1の表枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号参考資料
枚方市附属機関条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
別表（第1条、第2条関係）					別表（第1条、第2条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
障害者地域 生活支援事 業者選定審 査会	[略]	[略]	[略]		障害者地域 生活支援事 業者選定審 査会	[略]	[略]	[略]	
スケートボ ードパーク 整備事業者 選定審査会	スケートボードパークの 整備を行う事業者の選定 に関する審査	5人以 内	(1) 学識経験を有する 者 (2) 経理に関する専門 的知識を有する者 (3) 関係団体を代表す る者	答申の 日まで					
枚方市健康 増進計画審 議会	[略]	[略]	[略]		枚方市健康 増進計画審 議会	[略]	[略]	[略]	
					枚方市公共 施設への電 力供給等業 務事業者選	公共施設への電力供給等 業務を行う事業者の選定 に関する審査	5人以 内	(1) 学識経験を有する 者 (2) 経理に関する専門 的知識を有する者	答申の 日まで

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
					定審査会			(3) 関係行政機関の職員	
枚方市老人ホーム入所判定審査会	[略]	[略]	[略]		枚方市老人ホーム入所判定審査会	[略]	[略]	[略]	

議案第 14 号

枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）6 月 6 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 選挙長等の報酬の額を改定するため。

枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中

「

日額 12,800円（従事した投票管理時間が
7時間以内の場合にあつては、6,400円）

を

」

「

日額 17,100円（従事した投票管理時間が
13時間未満の場合にあつては、当該額を13
で除して得た額に当該従事した投票管理時
間を乗じて得た額）

に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中

」

「

- (1) 開設時間が午前8時30分から午後8時
までである期日前投票所 日額 11,300
円（当該従事した投票管理時間が6時間
以内の場合にあつては、5,650円）
(2) 前号に掲げる期日前投票所以外の期日
前投票所 日額 11,300円を11.5で除し
て得た額に当該従事した投票管理時間を
乗じて得た額

を

」

「

日額 14,100円（従事した投票管理時間が
11.5時間未満の場合にあつては、当該額を
11.5で除して得た額に当該従事した投票管
理時間を乗じて得た額）

に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を

」

「12,200円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中

「

日額 10,900円（従事した投票立会時間が
7時間以内の場合にあつては、5,450円）

を

」

「
日額 15,000円（従事した投票立会時間が
13時間未満の場合にあつては、当該額を13
で除して得た額に当該従事した投票立会時
間を乗じて得た額）
」

に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中

「
(1) 開設時間が午前8時30分から午後8時
までである期日前投票所 日額 9,600円
（当該従事した投票立会時間が6時間以
内の場合にあつては、4,800円）
(2) 前号に掲げる期日前投票所以外の期日
前投票所 日額 9,600円を11.5で除して
得た額に当該従事した投票立会時間を乗
じて得た額
」

を

「
日額 12,200円（従事した投票立会時間が
11.5時間未満の場合にあつては、当該額を
11.5で除して得た額に当該従事した投票立
会時間を乗じて得た額）
」

に改め、同表開票立会人の項中「8,900円」を

「10,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙等について適用し、同日前にその期日を公示され、又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

議案第 14 号参考資料

枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
選 挙 長	日 額 <u>12,200円</u>	選 挙 長	日 額 <u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	日額 <u>17,100円（従事した投票管理時間が13時間未満の場合にあつては、当該額を13で除して得た額に当該従事した投票管理時間を乗じて得た額）</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円（従事した投票管理時間が7時間以内の場合にあつては、6,400円）</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>14,100円（従事した投票管理時間が11.5時間未満の場合にあつては、当該額を11.5で除して得た額に当該従事した投票管理時間を乗じて得た額）</u>	期日前投票所の投票管理者	(1) <u>開設時間が午前8時30分から午後8時までである期日前投票所 日額 11,300円（当該従事した投票管理時間が6時間以内の場合にあつては、5,650円）</u> (2) <u>前号に掲げる期日前投票所以外の期日前投票所 日額 11,300円を11.5で除して得た額に当該従事した投票管理時間を乗じて得た額</u>
開 票 管 理 者	1 選挙ごとの額 <u>12,200円</u>	開 票 管 理 者	1 選挙ごとの額 <u>10,800円</u>
選 挙 立 会 人	1 選挙ごとの額 <u>10,100円</u>	選 挙 立 会 人	1 選挙ごとの額 <u>8,900円</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
投票所の投票立会人	日額 15,000円（従事した投票立会時間が13時間未満の場合にあつては、当該額を13で除して得た額に当該従事した投票立会時間を乗じて得た額）	投票所の投票立会人	日額 10,900円（従事した投票立会時間が7時間以内の場合にあつては、5,450円）
期日前投票所の投票立会人	日額 12,200円（従事した投票立会時間が11.5時間未満の場合にあつては、当該額を11.5で除して得た額に当該従事した投票立会時間を乗じて得た額）	期日前投票所の投票立会人	(1) 開設時間が午前8時30分から午後8時までである期日前投票所 日額 9,600円（当該従事した投票立会時間が6時間以内の場合にあつては、4,800円） (2) 前号に掲げる期日前投票所以外の期日前投票所 日額 9,600円を11.5で除して得た額に当該従事した投票立会時間を乗じて得た額
開 票 立 会 人	1 選挙ごとの額 10,100円	開 票 立 会 人	1 選挙ごとの額 8,900円
その他の非常勤の職員	[略]	その他の非常勤の職員	[略]

議案第15号

東部清掃工場定期補修工事（令和7年度）請負契約締結について

次のとおり東部清掃工場定期補修工事（令和7年度）請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年（2025年）6月6日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 発注者 | 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆 |
| 2. 受注者 | 大阪市北区曽根崎2丁目12番7号
川崎重工業株式会社 関西支社
支社長 田坂 秀樹 |
| 3. 契約金額 | 金 700,700,000円 |
| 4. 契約保証金 | 契約金額の10%相当額 |
| 5. 工事名 | 東部清掃工場定期補修工事（令和7年度） |
| 6. 施工場所 | 枚方市大字尊延寺2949番地 |
| 7. 工期 | 本契約締結日から令和8年3月15日まで |
| 8. 契約条項その他 | 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。 |

随意契約（工事） 執行調書

名称	東部清掃工場定期補修工事（令和7年度）				
受注者名	川崎重工業（株） 関西支社				
業務区分	工事				
契約金額 （内消費税額）	金 700,700,000 円 （金 63,700,000 円）				
工期または期間	自	本契約締結日		至	令和 8年 3月15日
			見積日	令和 7年 5月 8日 12時0分	
※予定価格 （単位：円）	641,998,000		※最低制限価格 （単位：円）	適用しない	
見 積 状 況	参加業者名	第1回目 見積書記載金額	第2回目 見積書記載金額	第3回目 見積書記載金額	備 考
	川崎重工業（株） 関西支社	637,000,000			決定

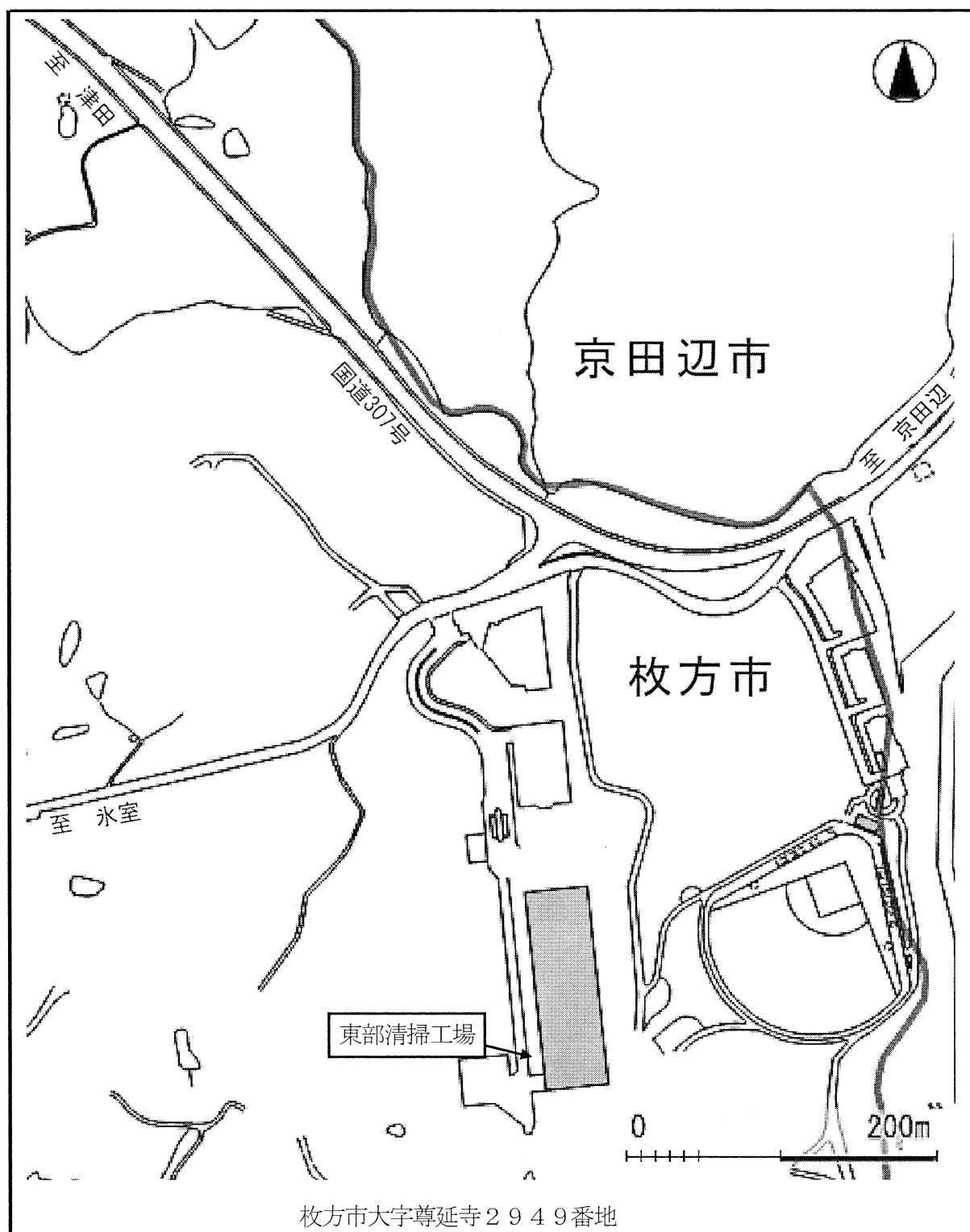
- ①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
 ②「予定価格」及び「見積書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 東部清掃工場定期補修工事（令和7年度）
2. 施工場所 枚方市大字尊延寺2949番地
3. 工 期 本契約締結日から令和8年3月15日まで
4. 工事概要 受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、排水処理設備、給水設備、雑設備、電気設備、計装設備及び建築設備の定期補修並びにこれに伴う発生材処分
5. 施工理由 東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画の施設保全計画及び電気事業法等の関連法令に基づき、東部清掃工場焼却施設の安全かつ安定的な稼働を維持するため、当該施設における設備の定期補修を行うものです。

工 事 場 所 位 置 図

工事件名 東部清掃工場定期補修工事（令和 7 年度）



議案第16号

牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事請負変更契約締結について

次のとおり牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年（2025年）6月6日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市尊延寺2丁目17番8号
株式会社中島組
代表取締役 中島 一郎
3. 工事名 牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事
4. 施工場所 枚方市長尾東町1丁目及び3丁目 地内
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 892,603,800円
変 更 後	金 958,119,800円

工事概要書（変更）

1. 工 事 名 牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備
工事

2. 施工場所 枚方市長尾東町1丁目及び3丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	892,603,800円
変更後	金	958,119,800円
増 額	金	65,516,000円

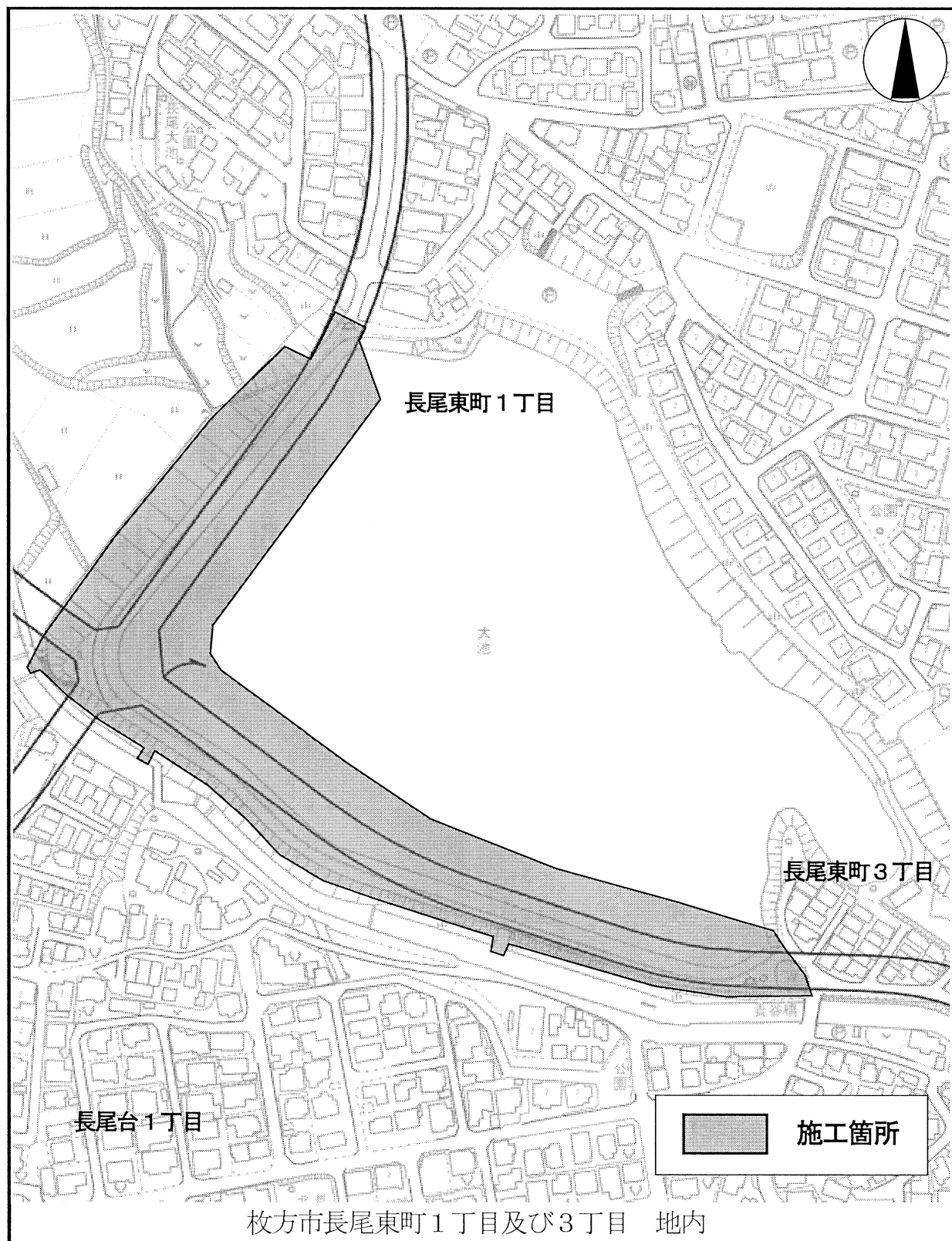
4. 工 期 令和4年6月24日から令和8年2月27日まで

5. 工事概要 施工延長 L=544m
水 門：工場製作工一式、据付工一式
道路改良：道路土工一式、法面工一式、安定処理工一式、
擁壁工一式、排水構造物工一式、縁石工一式、
舗装工一式、防護柵工一式、階段工一式、護岸
工一式、照明工一式、附帯工一式、移設工一式、
構造物撤去工一式、仮設工一式

6. 変更理由 歩行者の管理用通路への誤進入、ゴミの不法投棄等を防止するためのフェンスの設置が必要になったこと及び受注者から工期内の急激なインフレーションを理由とする契約金額の変更の請求があり、契約金額が著しく不適當となったと認められることから、契約金額を変更するものです。

工事場所位置図

工事件名 牧野長尾線（7工区）・長尾杉線（長尾工区）道路整備工事



議案第17号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年（2025年）6月6日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 意見を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

発行年月 令和7年(2025年)6月

発行 枚方市
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

編集 総合政策部財政課
TEL 072-841-1221(代表)
072-841-1311(直通)